

当初・変更

入札執行機関 41310 県北建設事務所

入札 (見積) 執行調書入札等 (契約) 結果書

年災		事項		契約	26年 6月 16日
工事番号	14-41310-0118	工事名	道路橋りょう整備 (交付) 工事 (改良)	着工	26年 6月 16日
入札執行年月日	26年 6月 10日	発注種別	01 一般土木工事	完成	27年 1月 5日
審議番号	公所 000042	本庁		発注標準等級	
路線・河川名	国道459号			予定価格	
工事箇所 自	二本松市平石高田地内			29,905,200	
至	高田橋				
工事概要	仮設道路撤去工 L=180m			99.85%	

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所		
		入札額及び再入札額		落札額 (契約額)
100002123 (株)野地組	9	二本松市 油井字赤坂山27		
		(1) 27,800,000	(2) 27,650,000	29,862,000
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随 意 契 約 理 由 書

本工事は、国道459号 二本松市平石高田地内の高田橋延伸工事に伴い設置した仮道及び仮橋を撤去する工事である。

本工事にあたっては、仮道及び仮橋に占用物件（NTT4,000回線）が設置されており、その撤去にあたっては仮道等の構造や占用物の位置を十分理解し、占用物を損傷しないよう細心の注意が必要である。

このため、競争入札による契約手続きを行うことで実績のない者が落札し、占用物を損傷した場合、占有者はもちろんのこと、それを利用している平石高田工業団地の工場や一般市民に多大な損害を与える恐れがある。

このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」、及び財務規則施行通達第269条関係1-(3)「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき」に該当する。

よって、仮道及び仮橋の構造や設置経緯を十分に熟知し、また、占用物の位置について十分理解している者との単独見積りによる随意契約とするものである。